札幌市厚別西地区センターの管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第１項の規定に基づき、平成 30 年３月８日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）が締結した札幌市厚別西地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第７条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市厚別西地区センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第１条　業務仕様書第４－３－（１）の「区民講座」に関して、令和４年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第２条　業務仕様書第４－３－（２）の「地域住民の交流等を目的とした事業」の開催に関して、令和４年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第３条　業務仕様書第４－３－（３）の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和４年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第４条　新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和５年３月１６日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　東京都豊島区東池袋１丁目４４－３池袋 ISP ﾀﾏﾋﾞﾙ７階
特定非営利活動法人ワーカーズ[redacted]
代表者　代表理事　田　嶋